

—解体工事や敷地内工事に伴う給水装置破損事故の予防のお願い—

最近、建物等の解体工事や敷地内工事において、給水管等の給水装置を損傷・破損する事故が相次いでいます。工事関係者の皆さまにおかれましては、下記注意事項をご理解頂き、給水装置の損傷・破損事故の予防にご協力願います。

— 事前調査 —

◇解体工事や敷地内工事の施工に先立ち、敷地内の給水台帳を確認してください。給水台帳は、下記【給水台帳閲覧先】の給排水サービス課において、所有者の委任状をご持参して頂き、無料で閲覧できます。

※なお、図面には個人情報が含まれているため、電話での対応はしておりません。

◇止水栓・メーターボックスの位置を現地で確認し、止水栓が正常に機能するか確認して下さい。（給水台帳と位置が異なっている場合があります。）

※なお、止水栓が故障している場合は現地調査を行いますので、下記【お問い合わせ先】の水道維持課にご連絡ください。

— 施工当日 —

◇重機オペレータや作業員に給水装置の位置を周知し、給水装置を破損させないよう慎重に施工して下さい。

◇宅地内の給水装置は意外に浅いところに埋設されているため、注意して下さい。

— 給水装置を破損させた場合 —

◇給水装置を破損させた場合は、メーターボックス内の止水栓にて、まず止水して下さい。

◇水道メーターから道路側の範囲の破損については、上下水道局が豊中市水道事業給水条例および豊中市水道事業給水条例施行規程に準じ、有料にて対応しますので、下記【お問い合わせ先】の水道維持課にご連絡下さい。なお、破損に係る修繕費用等は、後日、請求させていただきます。

※なお、納付期限を過ぎますと豊中市水道料金等の債権の管理に関する規程に準じ、その翌日から納付期日の日までの期間の日数に応じて、遅延損害金を徴収することがあります。

◇水道メーターから建物側の範囲の破損については、お近くの指定給水装置工事事業者に対応を依頼して下さい。対応を依頼する指定給水装置工事事業者に心当たりがない場合は、下記【給水台帳閲覧先】の給排水サービス課に連絡して頂きますとご紹介致します。

給水条例はこちら



給水条例施行規程はこちら



水道料金等の債権の管理に関する規程はこちら



指定給水装置工事事業者の情報はこちら



【修繕等のお問い合わせ先】

- ◆豊中市上下水道局水道維持課（受付時間 平日 8:45～17:15）TEL:06-6858-2971
時間外・夜間の受付 警備員室 TEL:06-6858-2971

【給水台帳閲覧先】

- ◆豊中市上下水道局お客さまセンター給排水サービス課（受付時間 平日 8:45～17:15）
住所：豊中市北桜塚4丁目11番18号 TEL:06-6858-2961
※給水台帳を閲覧するには、所有者の委任状が必要です。